

教育委員会会議 議 事 日 程

令和8年3月30日
開始時間13時30分

(議 案)

- | | |
|----|---|
| 64 | 神戸市教育委員会公印規則について |
| 65 | 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について |
| 66 | 神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について |
| 67 | 神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について |
| 68 | 職務に専念する義務の特例に関する規則及び神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について |
| 69 | 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について |
| 70 | 事務長の設置に関する規則等を廃止する規則について |
| 71 | 神戸市いじめ問題審議委員会委員の委嘱について |
| 72 | 神戸市指導力向上審査委員会委員の解嘱について |

(協議事項)

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 7 | 不登校支援の取組について |
| 42 | 神戸市教職員こころの健康づくり指針について |
| 43 | 神戸市教育委員会における組織風土改革の取組について |
| 44 | 神戸市教育委員会における女性教職員の活躍推進計画(第3期)の策定について |
| 45 | カスタマーハラスメント対策マニュアルの策定について |
| 46 | 令和8年度人事評価制度の運用について |

(報告事項)

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | いじめ重大事態の対応状況について |
| 2 | 教育長の臨時代理による職員の人事について |
| 3 | 教育長の臨時代理による職員の人事について |

※ 神戸市教育委員会会議規則第10条
会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する議案又は報告について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。
(1) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
(2) 雇員の人事に関すること。
(3) 長の作成する議会の議案に関すること。
(4) 社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関すること。
(5) 訴訟又は不服申立てに関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの。